

(平成21年4月8日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認和歌山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 7件

国民年金関係 4件

厚生年金関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 7件

国民年金関係 3件

厚生年金関係 4件

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年4月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年4月から38年3月まで
期間照会をしたところ、申立期間の国民年金保険料が未納となっていたとの回答をもらった。しかし、申立期間は婦人会の役員が毎月集金に来ていた。兄夫婦と一緒に納付したはずなのに未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金制度発足当初から国民年金に加入し、申立期間を除いて国民年金保険料の未納期間は無く、納付意識が高かったことがうかがえる。

また、婦人会に照会した結果、申立期間当時、当該地区では、市町村役場から委託された未亡人会が定期的に国民年金保険料を徴収していたことが確認できる。

さらに、申立人夫婦と一緒に納付していたとする兄夫婦は、申立期間について納付済みであり、市町村役場保管の被保険者名簿で納付日の確認できる期間についても、ほぼ同日に検認されていることが確認できる。

加えて、申立期間は12か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から39年3月まで

A市町村役場で夫婦共に国民年金加入手続をし、それからはB婦人会の集金人が国民年金保険料を集金してくれた。

昭和37年か38年にはB婦人会の会長もしており、保険料納付を推奨する立場にあり、未納にするはずがない。

以上のように保険料を納付しているはずなので、記録の訂正を希望する。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除いて、国民年金保険料の未納期間は無く、保険料納付に対する意識の高さがうかがえる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和36年1月11日に夫婦連番で払い出されており、申立期間に係る国民年金保険料を現年度納付することは可能であった。

さらに、申立人はB婦人会の集金人が国民年金保険料を集金してくれたと主張しているが、社会保険庁が保存する優良納付組織表彰一覧表によると、i) 昭和42年度において、A市町村のB婦人会が表彰されていること、ii) 表彰制度が始まった38年度以降、A市町村では各婦人会が表彰されていることから、その会長を務めていたとする申立人の主張は基本的に信用することができる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

和歌山国民年金 事案 367

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年6月から37年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年6月から37年3月まで
国民年金制度発足以来、国民年金保険料を一度も欠かさず納付しており、申立期間についてもきちんと納付したので、未納になっているのは記録漏れだと思われるから、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間に国民年金保険料の未納がなく、しかも、申立期間は、10か月と短期間である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和36年1月30日に払い出されており、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能であった。

さらに、社会保険庁の記録では、当初、昭和36年度の国民年金保険料がすべて未納とされていたが、社会保険事務所による調査の結果、A市町村の保管する国民年金被保険者名簿により同年度のうち2か月の保険料納付が確認され、申立人が同年度のうち、残り10か月の保険料を納付できないとする事情も見当たらず、納付したと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年4月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年4月から38年3月まで
期間照会をしたところ、申立期間の国民年金保険料が未納となっていたとの回答をもらった。しかし、申立期間は婦人会の役員が毎月集金に来ていた。兄夫婦と一緒に納付したはずなのに未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金制度発足当初から国民年金に加入し、申立期間を除いて国民年金保険料の未納期間は無く、納付意識が高かったことがうかがえる。

また、婦人会に照会した結果、申立期間当時、当該地区では、市町村役場から委託された未亡人会が定期的に国民年金保険料を徴収していたことが確認できる。

さらに、申立人夫婦と一緒に納付していたとする兄夫婦は、申立期間について納付済みであり、市町村役場保管の被保険者名簿で納付日の確認できる期間についても、ほぼ同日に検認されていることが確認できる。

加えて、申立期間は12か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人が申立期間に勤務していたとするA事業所B支店（現在は、C事業所）は、当時、社会保険事務所の記録では厚生年金保険の適用事業所となっていないが、適用事業所の要件を満たしていたと認められるところ、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の同事業所における資格取得日に係る記録を昭和41年9月26日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年9月26日から同年11月1日まで

社会保険事務所からの回答では、申立期間について厚生年金保険加入記録が確認できなかった。私は、A事業所（現在は、C事業所。）のB支店が新しくできるので、同店に勤務する社員として入社しました。同店ができるまでC事業所D支店で勤務し、その後転勤となりました。A事業所を辞めることなく勤務していましたので申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めて下さい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び元同僚等の供述から判断すると、申立人はC事業所に継続して勤務し（昭和41年9月26日にC事業所D支店からA事業所B支店へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A事業所B支店に係る昭和41年11月の社会保険事務所の記録から、2万円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所の記録によれば、A事業所B支店は、申立期間は適用事業所としての記録が無い。しかし、同事業所は法人事業所であり、昭和41年9月26日から5人以上の従業員が常時勤務していたことが確認されること

から、当時の厚生年金保険法の定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、申立人の申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A事業所B支店における資格取得日に係る記録を昭和21年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を50円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年2月1日から同年3月1日まで

私は、昭和14年4月にC事業所に入社し、20年6月にA事業所に吸収合併以来、40年7月に退職するまでA事業所で勤務していましたが、A事業所B支店で勤務していた期間に1月の厚生年金保険被保険者期間の空白期間があり、この1月だけ離籍する理由も見当たりませんので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、C事業所がA事業所に吸収合併された当時、待期期間は無く、翌日からA事業所B支店で勤務していた（昭和21年2月1日までC事業所の厚生年金保険被保険者となっている。）と供述しているが、A事業所が提出した在職証明書から、申立人は申立期間もA事業所で正社員として継続して勤務していたことが確認できる。

また、A事業所は、正社員であれば社会保険に加入しない合理的な理由が見当たらない旨の回答をしていることから、申立人についても、申立期間に事業主により厚生年金保険料を給与から控除されていたことが認められる。

さらに、申立期間の標準報酬月額については、昭和21年3月の社会保険事務所の記録から、50円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所B営業所における資格取得日に係る記録を昭和35年8月5日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和14年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和35年8月5日から同年12月20日まで

昭和35年8月5日から同年12月20日までの期間が、厚生年金保険の被保険者期間漏れになっていますが、私は、同年8月にA事業所本社よりB営業所に転勤し引き続き勤務しましたので、厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、社員名簿及び退職金支給計算書から判断すると、申立人はA事業所に継続して勤務し（昭和35年8月5日にA事業所本社からA事業所B営業所へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A事業所B営業所に係る昭和35年12月の社会保険事務所の記録から、1万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年9月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年9月から42年3月まで

昭和35年にA市町村のB事業所に住み込みで勤め始めた。B事業所は、厚生年金保険の適用事業所ではなく、実家の父親から国民年金に加入するよう言われ、36年9月の誕生日から、国民年金保険料を納付し始めた。これまで、国民年金に加入中、一月も欠かすことなく納付してきたはずであるのに、住み込みの勤務先の奥さんを通して集金人に納付していた時期の保険料の納付記録が無いのは納得できないので、記録の訂正を申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料の納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は、申立期間について、勤務先の奥さんを通して集金人に国民年金保険料を年払いで納付していたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和42年5月18日に払い出されており、その時点では、申立期間の一部は時効により保険料を納付できない期間であり、これより以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金への加入手続や勤務先の奥さんを通して保険料を納付していたと主張しているが、納付手続や受領の記録など具体的な状況についての記憶はあいまいであり、国民年金保険料の納付が推認される有力な供述は得られない。

加えて、申立人自身は、集金人への保険料納付に関与しておらず、申立人が預けていたと主張する保険料が、申立人の国民年金の保険料として収納されたかどうかについては不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から41年3月まで

昭和35年の年末ごろに国民年金制度が施行されるということで、市町村の職員が自宅に来て国民年金制度の仕組みや保険料の納付について説明してくれたので、その場で書類を書いた記憶がある。

国民年金制度が始まった昭和36年4月からしばらくして、市町村の集金担当者が自宅に集金に来てくれ、保険料を納めると国民年金保険料納入証に印を押してくれていた。その際に使用していた昭和36年度分からの納入証は、昭和44年に住所変更の手続のため市町村役場に行った際に、回収されてしまったと記憶している。

その後、転居先の住所地に国民年金手帳が郵送されてきたが、その手帳には、昭和40年度以前の納付記録が転記されていなかった。しかし、昭和36年4月から自宅に来る集金人に保険料を必ず納付していたので、当該期間が未納であるのは納得できず記録の訂正を申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料の納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は、申立期間について、自宅に来る集金人に毎月保険料を納付していたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和40年3月12日に払い出されており、その時点では、申立期間の一部は時効により保険料を納付できない期間であり、これ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が昭和36年から使用していたと主張する国民年金保険料納入証は、A市町村国民年金納入組合が集金の際に使用していたものであるが、

A市町村では、39年4月から当該組合に集金業務を委託し、それに伴い納入証を交付していたと説明しており、申立人の主張と相違する。

加えて、社会保険事務所が保管する国民年金制度開始時に払い出された国民年金手帳記号番号の払出簿には、申立人の氏名は見当たらず、ほかに申立期間当時、申立人の自宅に集金人が来ていたことをうかがわせる事情も見受けられない。

また、申立人が申立期間当時において、国民年金に加入し保険料を納付していた事情を知っていると主張する勤務先の事業主からも、有力な証言が得られない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から50年3月まで

私の国民年金保険料は、社会保険庁の記録によると、昭和36年4月から50年3月まで未納となっておりますが、A市町村B地区という小さな町で強制加入の国民年金に入っていないければ何かと噂されるので、加入していたはずで

す。その頃は、郵便局や生命保険会社や婦人会の方が集金に来てくれており、母が保険料を払っていたことを記憶しています。私は母のあとを引き継いで保険料を払っていました。もし、私の加入期間が記録どおり3年7か月ならばその短い期間中に3人も集金人が変っているはずがありません。

以上のとおり申立期間の保険料は、母と私が納付していたので年金記録の訂正を希望します。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、A市町村役場が昭和50年以降にそれまでの国民年金未加入者に対して職権で払い出したものであり、その時点では申立期間の大部分は、時効により保険料を納付できない期間である。

また、この払出しよりも以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、母が国民年金の加入手続及び当初の国民年金保険料の納付をしてくれていたと主張しているが、本人が関与していない上、母が集金人へ保険料を納付していたと主張する期間の集金人に関する申立人の記憶はいまいであり、自分で保険料を納付したとする期間についても、集金人名や領収書等を受け取ったことも覚えておらず、ほかに有力な証言も得られない。

加えて、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料納付をうか

がわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 3 月 3 日から同年 4 月 30 日まで
昭和 45 年 2 月末日に高校卒業後、同年 3 月 3 日にA事業所に就職した。
45 年 3 月 3 日から同年 4 月 30 日までの厚生年金保険の記録が見当たらない
が、その期間は臨時雇用員として、A事業所B地区で車両の整備の仕事をして
いたので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所有する退職所得の源泉徴収票により、申立人が申立期間において、A事業所に勤務していたことは確認できるが、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料は無い。

また、C法人からの回答書によると、「当時のA事業所では、試用員や臨時雇用員に対して、職員に適用された共済組合員の資格が付与されておらず、厚生年金保険への加入は、事業所単位の裁量に委ねられており、申立人が申立期間において厚生年金保険に加入していたか否か、確認できない。」とのことである。

さらに、申立人と同期入社と同僚の厚生年金保険の加入記録を確認したが、申立期間に厚生年金保険の加入記録は見当たらない。

加えて、雇用保険の取得日についても、厚生年金保険と同じく、昭和 45 年 5 月 1 日となっており、申立期間に加入記録は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年7月1日から28年5月12日まで
② 昭和28年8月15日から32年2月1日まで

私は、昭和 32 年 2 月 3 日に結婚したが、嫁入り道具は姉がそろえてくれ、夫は左官業で収入が良く、脱退手当金を受給しなくても十分生活ができたので、掛けた厚生年金保険料は将来に残しておくつもりだった。その後、63年に第4種被保険者となったが、その時に分かった脱退手当金支給済みの記録には納得していなかった。

当時勤めていたA事業所へ行き社長と話したが、知らぬ存ぜぬの口論になりがちが明かなかったので、後日、A事業所へ電話をしたところ、社長は「たかが8千円くらい返してやる。」と言った。

また、退職後、同僚に「私は嫁入り道具を買うために脱退手当金を請求するのに、申立人は何故請求しなかったの。」と問われた事を覚えている。

以上のことから、脱退手当金支給済みの記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立事業所の事業主が申立人の脱退手当金を代理受給した可能性を示唆しているが、これを確認できる資料等はない上、事業主は、当時、退職者に対し経理担当者が善意で脱退手当金制度の説明を行っていたことはあったものの代理請求は行っていなかったと供述している。

また、申立内容に記載されている同僚に聴取したところ、申立人への問いかけについて、記憶していないと供述している。

さらに、申立人の厚生年金保険被保険者台帳の保険給付欄には、脱退手当金の支給に関する記載が有り、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和32年5月18日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかがえない。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和30年4月1日から同年8月5日まで
② 昭和30年9月10日から同年11月14日まで

「ねんきん特別便」ではA事業所の勤務期間が昭和30年8月5日から同年9月10日まで、B事業所が同年9月27日から同年11月14日までとなっている。しかし私は30年4月から同年11月まで継続してA事業所に勤務しており、B事業所に勤務したことも無いので記録の訂正を希望する。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A事業所における申立期間当時の会計労務担当者を確認したところ、入社後数か月は健康保険及び厚生年金保険には加入させていなかったと供述している。

また、社会保険事務所保管のA事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間①における被保険者整理番号に欠番は見られない。

申立期間②について、申立人はB事業所で勤務した覚えが無くこの期間もA事業所で勤務していたと申し立てているが、B事業所において新たに取得した厚生年金保険被保険者記号番号が、昭和31年1月から勤務した事業所においても引き続き使用されていることから、申立人は当時、B事業所において新たに取得した当該記号番号について認識していたものと推認できる。

また、社会保険事務所保管のA事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立人の資格喪失日が昭和30年9月10日と記載されており、これ以降もA事業所で勤務していたと推認できる状況は見当たらない。

さらに、A事業所は事業所名を変更して事業をしているが申立期間当時の資料を保管しておらず、また、有力な供述も得られない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 8 月 26 日から 13 年 5 月まで
昭和 58 年 3 月 1 日から平成 13 年 5 月まで、夫は、A 事業所で土木作業員として勤務していました。平成 13 年に義兄の母が亡くなった時、同事業所にまだ勤務していたことを記憶しているので、申立期間において厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録 (年金記録) の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立事業所が保存している「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」では、申立人の厚生年金保険の資格喪失日は平成 2 年 8 月 26 日と記載されており、社会保険庁のオンライン記録と一致していることが確認できる。

また、社会保険庁のオンライン記録から、申立事業所における申立期間の整理番号に欠番は見られず、雇用保険についても、申立人は平成 2 年 8 月 25 日に資格を喪失し失業等給付も受給している。

さらに、申立人は平成 2 年 8 月 26 日から 4 年 8 月 25 日まで任意継続被保険者として健康保険に加入し、4 年 8 月 26 日から死亡日まで国民健康保険に加入している。

加えて、申立人は平成 2 年 8 月に国民年金に加入し、6 年 2 月まで国民年金保険料を納付しており、同年 3 月から 14 年 10 月まで法定免除を受けている。

一方、公共職業安定所の記録から、申立期間のうち、平成 4 年 5 月 1 日から 12 年 8 月 11 日まで、B 事業所において申立人の雇用保険被保険者記録が確認できるが、社会保険庁のオンライン記録によると、同事業所は、9 年 3 月 1 日に厚生年金保険の新規適用事業所となっていることが確認できるとともに、同事業所に係るオンライン記録には、申立人の氏名は無く、整理番号にも欠番は無い。

また、B事業所での同僚二人に電話照会した結果、両人は、「申立人は、同事業所に隔日の出勤であった」と供述している。

さらに、B事業所は倒産し、元事業主からも供述は得られない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。